# 令和７年度事業計画

## 第１　総　論

司法書士は、これまでもその時々の社会の変化に応じてその専門性を発揮し、国民の法的需要や社会の要請に応え、自ら変化し続けてきた。

令和元年の司法書士法改正により、市民の権利擁護と自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命と定め、登記、供託、裁判事務、成年後見、財産管理、債務整理、法律相談など多岐にわたる業務を通じて社会に貢献し、これからも社会の期待に応え続けることが求められている。

日本の人口は近年減少局面を迎えており、令和７年（２０２５年）には、７５ 歳以上の人口が全人口の約１８％となり、国民の５人に１人が後期高齢者（７５歳以上）の超高齢社会を迎える。雇用、医療、福祉といった社会経済の幅広い領域に大きな影響を及ぼす「人口減少」や「少子高齢化」が、日本社会の不可避の課題として目前に迫る。この変革の流れの中で、市民の日常生活を取り巻く状況も、また大きく変容しつつある。

このような「少子高齢社会」において、法律専門職としての司法書士の役割は、成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止、虐待の防止等の高齢者の権利擁護、財産管理契約や信託、任意後見契約等を活用した高齢者等の身寄りの問題への対応、相続・遺言等の手続に関する法的サービスの提供、医療や介護、福祉関係者等との多職種連携による地域包括ケアシステムの構築や相談会等を通じた地域貢献活動、少子高齢社会に対応した法制度への提言など多岐にわたり、社会の様々な場面で重要な役割を担っており、これからも様々な法的課題に対応し、市民が安心して生活できる社会、そして次世代が希望を持てる社会の実現に貢献することが求められている。

空き家・所有者不明土地問題の解消に向けた法務省や国土交通省、県内各自治体との連携などをはじめ、様々な社会課題を所管する行政官庁との連携について、近年、取組を進めてきたところであるが、このような多機関、多職種との連携を常に視野に入れつつ、司法書士が果たす使命の実践について、より効果を生むような積極的な事業展開を行い、引き続き連携の強化を図っていきたい。

あらゆる場面において法律専門職としての役割が期待されおり、市民が安心して利用できる法的サービスを提供するため、万全な対応が可能となる態勢を整え、加えて、これらにまつわる業務の依頼を希望する市民と我々司法書士を円滑に結びつけるために、今後もその役割を果たしていく。

第２　各　論

１　会員の業務に関する事業

（１）会員の執務の指導及び連絡に関する事項

（２）会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項

（３）市民窓口の運営

（４）職務上等請求書の適正使用の指導

（５）会則、規則及び規程等の検討

（６）司法書士法違反に関する調査

（７）紛議調停に関する対応

（８）総合相談センターの運営

（９）司法書士業務賠償責任保険に関する事項

(10) 職印証明書の発行

(11) 補助者証の発行

(12) 業務図書等の斡旋、頒布

(13) 法改正・制度改正への対応

(14) 民事法律扶助制度の利用促進

(15) オンライン申請利用促進に関する事項

(16) 成年後見制度利用促進に関する事項

(17) 法司協議の実施

(18) 日本司法支援センターとの連携

(19) 簡裁代理等業務を含む裁判事務の受託推進に関する事項

(20) 国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する事項

(21) 事業承継・財産承継業務に関する情報収集

２　研修に関する事項

（１）新人特別研修の実施

（２）会員研修会の開催

（３）特別研修に対するサポート

（４）日司連主催研修会への参加奨励

３　司法書士制度の広報に関する事項

（１）各種相談会の開催

（２）法教育活動の推進

（３）ホームページの運営

（４）他団体が実施する相談会・講演会への相談員、講師の派遣

（５）その他広報活動

４　関係機関・関係団体との連携に関する事項

（１）公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部への支

援及び連携に関する事項
（２）日本司法書士政治連盟福井県会との連携に関する事項
（３）福井県土地家屋調査士会との連携に関する事項
（４）各自治体との連携に関する事項
（５）その他関係機関・関係団体との連携に関する事項
５　会の運営に関する事項
（１）各種資料及び情報の伝達収集
（２）事務局の運営
（３）グループウェアソフトの活用に関する事項
（４）福井会ネットの運営及び見直し
６　その他渉外に関する事項